

延滞税も納めなければならぬ
こととなります。

《確定申告をしなければならない場合》

①事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を買った場合などで、平成26年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額および年末調整で控除を受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額を超えるとき。

また、確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

●源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない方

●給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金税額控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

●給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

●予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間（平成27年2月16日～3月16

●申告しないと保険税が軽減されません

国民健康保険税の軽減のためには、世帯主と加入者（被保険者）全員について所得の申告が必要となります。

前年の世帯の所得合計額が一定基準以下のときは、均等割・平等割保険税が軽減（6割または4割）されます。世帯の所得により判定しますので、住民税がかからない世帯であっても未申告の場合、保険税が確定できないだけでなく軽減の判定もできませんので、必ず申告書を提出してください。
保健衛生課・国民健康保険担当 ☎82-1777

●障害者に準ずる方は一定の所得控除が受けられます
村では、特別障害に準ずる障害等の認定に関する要綱に基づき、65歳以上の方で介護保険法の要介護認定（要介護度4・5）を受けた方は、障害者手帳をお持ちでなくても、所得控除が受けられるものです。

この障害等の認定を受けようとする方は、住民福祉課福祉担当に「特別障害認定申請書」を提出してください。認定通知書に基づき所得控除が受けられます。

住民福祉課・福祉担当 ☎82-1221

●申告にご持参いただくものは・・・

申告においていただくときは、次のものを必要に応じてご持参ください。

- ①申告書（役場および税務署から送付されたもの）
- ②印かん
- ③生命保険（個人年金を含む）や長期損害保険、地震保険、社会保険（国保、国民年金、農業者年金など）に加入している方は、平成26年中に支払った保険料の証明書、または領収書
- ④給与、年金収入のある方は、源泉徴収票または公的年金等源泉徴収票
- ⑤事業、不動産収入のある方は、所得計算のもとになる帳簿（仕入れ帳、売上帳、出納帳など）・・・収支内訳書
- ⑥土地などを売却した方は、売買契約書、仲介手数料などの領収書
- ⑦障害者の方は、障害者手帳
- ⑧障害者に準ずる方は、特別障害認定通知書
- ⑨医療費控除等を受ける方は、申告用明細書、領収書
- ⑩還付申告者または所得税納付の方は、銀行等の預金口座番号等のわかるものおよび届出印

●納税は納期限内に振替納税のご利用を！

平成26年分の確定申告による所得税の納期限は平成27年3月16日（月）です。早めにお済ませください。なお、現金で納付する場合、税務署からは申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

納付書をお持ちでない方は、お近くの金融機関、税務署または役場に用意してある納付書で納付してください（書き方については、納付書の裏面を参照してください。）。

また、振替納税をすでに利用されている方は、振替日の2～3日前には、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手数料が省け、うっかり納期限を忘れてしまうこともない振替納税が大変便利ですので、ぜひご利用ください。

平成26年分の確定申告に係る所得税の振替日（引落し日）は、4月20日（月）です。なお、預貯金残高不足等で引落しができませんと、3月17日（火）にさかのぼって延滞税が加算されますのでご注意ください。

夫婦と税

《パートや内職などの税》

①パート収入

パート収入は通常給与所得に

日）中に提出することになります。なお、還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された、または予定納税額を納付した翌年の1月1日以降ならいつでも提出することができます。

《白色申告の方は収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

なります。したがって、パートの年収が103万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

②内職などの収入

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得になります。ただし、次のいずれにも該当する方は、必要経費として65万円（収入金額が限度）を差し引くことができます。

◆家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対して継続して労務の提供をする方

◆事業所得および雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

したがって、収入が内職だけの場合にはパート収入と同様に、年収が103万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

《配偶者特別控除》

配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満（収入がパート収入のみであれば、収入金額が103万円を超え141万円未満である場合に受けることができます。

控除額は、所得によって調整されますが、最高額は38万円です。ただし、納税者本人の合計所得金額が1000万円（給与収入で約1231万円）を超える年には受けることはできません。